

4. 資材別の評価基準

4. 1 再生加熱アスファルト混合物

① 評価対象資材

道路等で使用する再生資源を含有した加熱アスファルト混合物（改質系を含む）を評価対象とする。

② 品質・性能

再生加熱アスファルト混合物の品質・性状は、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」第3編第2章第6節の『3-2-6-3アスファルト舗装の材料』及び『3-2-6-7アスファルト舗装工』又は『茨城県土地改良工事共通仕様書』第1編第3章第11節の『3-11-3アスファルト舗装工』の基準に適合すること。

再生資源を含有した加熱アスファルト混合物に用いる骨材は、以下の骨材の使用方法による。また、再生資源の品質基準については、使用する骨材のそれぞれの品質基準に適合すること。

骨材の使用方法

- I. 「a. アスファルトコンクリート再生骨材」単体を使用。
- II. 「a. アスファルトコンクリート再生骨材」と「b. 溶融スラグ骨材」を複合して使用。
- III. 「a. アスファルトコンクリート再生骨材」と「c. 上記以外の骨材」を複合して使用。

再生資源の品質基準

a. アスファルトコンクリート再生骨材

「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」第2編第2章第3節の『2-3-4アスファルト用再生骨材』又は「茨城県土地改良工事共通仕様書」第1編第2章第4節の『2-4-11の7アスファルト用再生骨材』の基準に適合すること。

b. 溶融スラグ骨材

J I S A 5 0 3 2の基準に適合すること。

c. 上記以外の骨材

「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」第2編第2章第3節の『2-3-3アスファルト舗装用骨材』又は「茨城県土地改良工事共通仕様書」第1編第2章第4節の『2-4-11の1アスファルト舗装用骨材』の基準に適合すること。

③ 再生資源の含有率

再生資源の含有率については、全骨材量に対する重量比で、「a. アスファルトコンクリート再生骨材」は、10%以上50%以下（改質系の再生加熱アスファルト混合物を製造する場合は、10%以上35%以下）とする。「b. 溶融スラグ骨材」は、5%以上10%以下とする。「c. 上記以外の骨材」は、品質性能や耐久性により個別に判断する。

ただし、今後の技術革新などにより品質性能や耐久性を損なうことなく製造等が可能となった場合などにおいては、この含有率以上であっても構わない。また、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この含有率以下であっても構わない。

④ 環境に対する安全性

a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

b. アスファルトコンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準に適合すること。ただし、溶融スラグに関しては、「JIS A 5032一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の環境安全品質基準の溶出量及び含有量の基準に適合すること。

⑤ 品質管理

土木部指定アスファルトコンクリート合材混合所の指定を受けた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。

b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時，施工時において，有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において，著しい環境負荷は生じない。

⑦ その他（留意事項）

一般廃棄物溶融スラグについては、製造施設（環境センター等）の異なるスラグの混合はしないこと。

平成29年 3月 2日 一部改正（JIS A 5032の改正に伴う用語の改正）

令和 元年11月 7日 一部改正

令和 7年 1月31日 一部改正